

須賀川市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

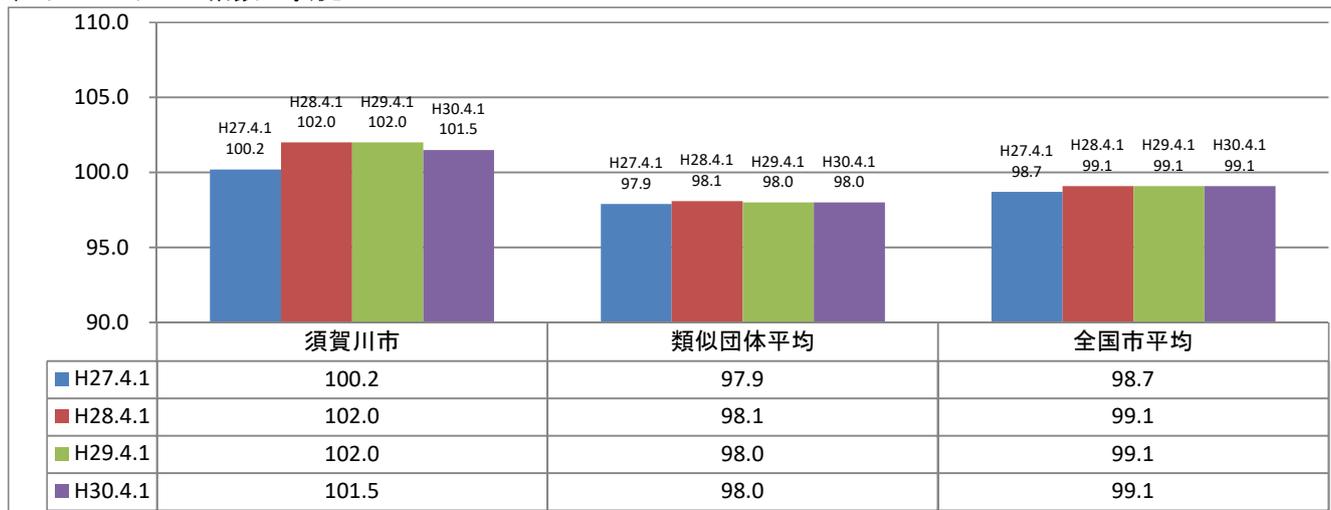
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成29年度	77,153	37,989,457	1,437,368	4,388,218	11.6	10.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度	531	1,969,740	333,687	773,790	3,077,217	5,795	5,949

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

本市の給料表は、福島県人事委員会勧告に基づく福島県行政職給料表に準拠しておりますが、当該給料表の給料月額が国の水準を上回っていること及び平成18年度に実施した給与構造の見直しの実施時期の国との相違等が挙げられます。今後も、福島県人事委員会勧告を踏まえながら、適切な給与水準となるよう努めます。

(4) 給与改定の状況・・・人事委員会設置無し

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成 年度	円	円	円	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成 年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）次期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容)給料表について、福島県人事委員会勧告に準じ、世代間の給与配分の見直しを実施。
 (平均1%引下げ。若年層は引上げ)
 なお、激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し・・・本市該当なし

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 【記入例】国基準〇%に対し、〇〇市においても〇%を支給。
 (実施時期) 【記入例】平成27年度4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成 年4月1日時点は %
 給与改定後は平成 年4月に遡及し2%、平成 年4月1日から3%を支給。
 (参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合						
〇〇市の支給割合						

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当、単身赴任手当及び寒冷地手当について、福島県人事委員会勧告に準じ見直しを実施。(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
須賀川市	41.7 歳	317,780 円	378,460 円	341,091 円
福島県	42.8 歳	329,300 円	411,529 円	360,621 円
国	43.5 歳	329,845 円	-	410,940 円
類似団体	42.4 歳	317,662 円	377,848 円	347,809 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類似 職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
須賀川市	54.1歳	8人	346,188 円	376,026 円	354,126 円				
うち学校給食員	56歳	3人	349,233 円	357,833 円	354,233 円	調理師	47.3歳	235,300円	1.52
うち自動車運転手	55.7歳	3人	349,167 円	402,934 円	351,334 円	自家用乗用自 動車運転手	61.3歳	188,700円	2.13
うちその他	48.8歳	2人	337,150 円	362,950 円	383,950 円				
福島県	55.7歳	222人	336,100 円	373,380 円	350,562 円				
国	50.7歳	2,553人	286,817 円	- 円	328,637 円				
類似団体	51.3歳	27人	313,088 円	341,332 円	328,973 円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
須賀川市	6,135,612 円	- 円	-
うち学校給食員	5,930,896 円	3,073,100 円	1.93
うち自動車運転手	6,473,608 円	2,455,800 円	2.64
うちその他	5,935,600 円	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成27年～29年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		須賀川市	福島県	国
一般行政職	大学卒	190,100 円	190,100 円	179,200 円
	高校卒	154,900 円	154,900 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	150,400 円	152,900 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

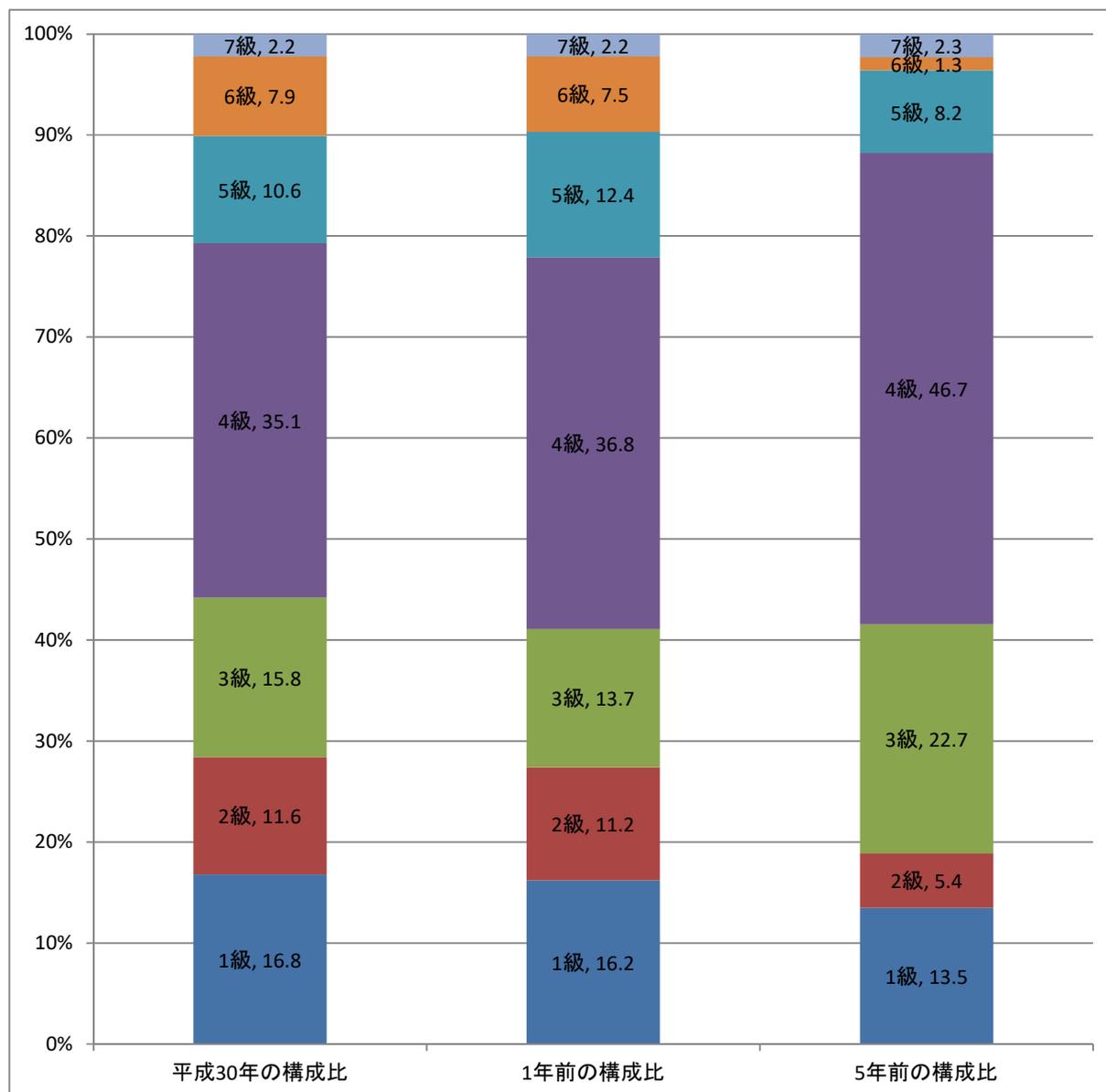
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,900 円	368,564 円	390,838 円	405,500 円
	高校卒	- 円	310,433 円	366,786 円	397,133 円
技能労務職	高校卒	-	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

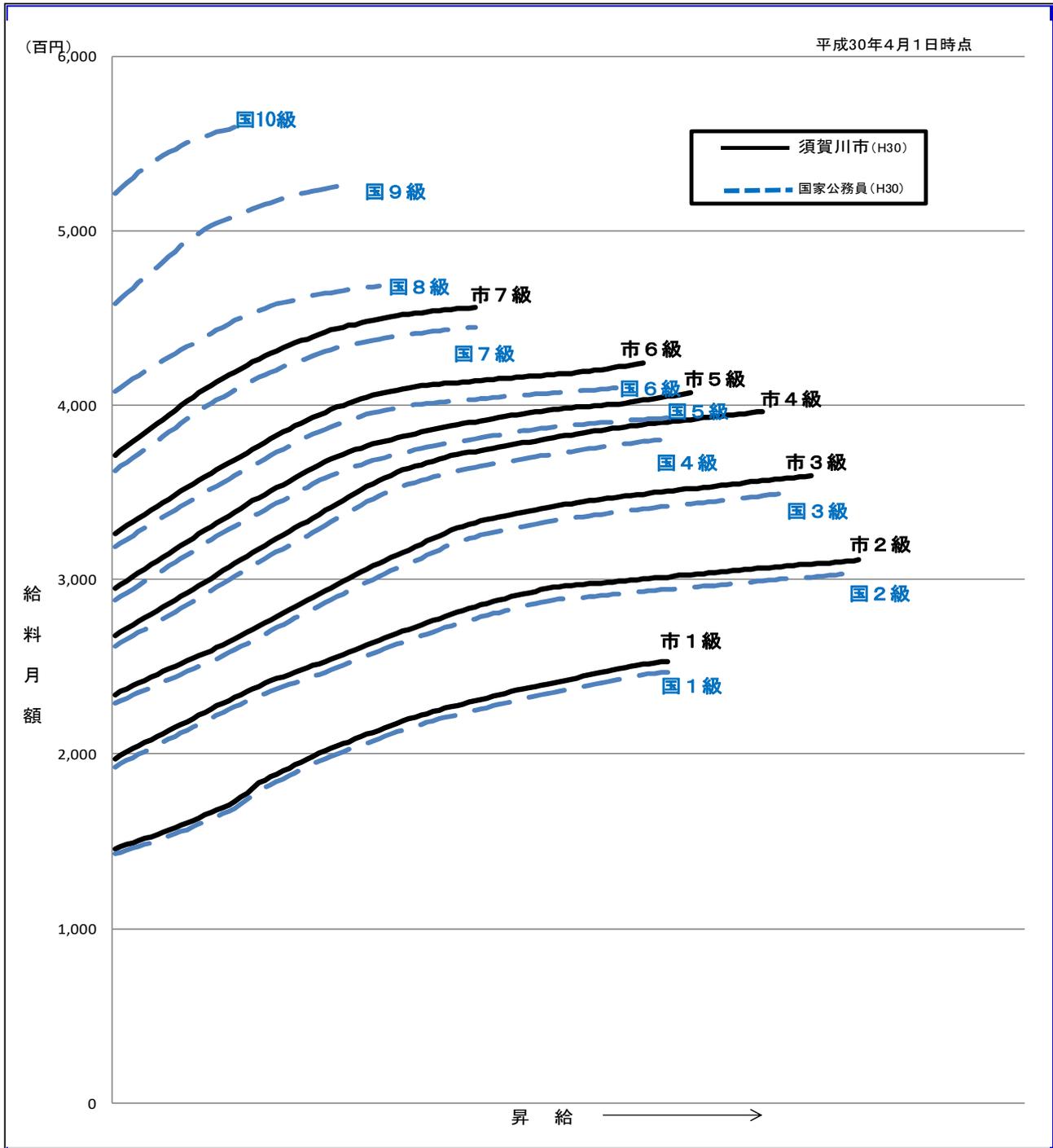
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	68 人	16.8%	145,800 円	253,100 円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	47 人	11.6%	197,500 円	311,100 円
3級	主任の職務	64 人	15.8%	234,200 円	359,700 円
4級	係長の職務	142 人	35.1%	267,900 円	396,300 円
5級	課長補佐の職務	43 人	10.6%	294,800 円	406,900 円
6級	課長の職務	32 人	7.9%	326,200 円	424,100 円
7級	部長の職務	9 人	2.2%	371,400 円	455,900 円

- (注) 1 須賀川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

須賀川市	福島県	国
一人当たり平均支給額(平成29年度) 1,477千円	一人当たり平均支給額(平成29年度) 1,769千円	-
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.80月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.80月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

須賀川市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	20,773 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成30年4月1日現在)・・・本市該当なし

支給実績(平成29年度決算)				千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)				円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
	%	人	%	
地域手当補正後ラスパイレス指数(ラスパイレス指数)				()

(注) 平成29年度における支給実績はありません。

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）・・・本市該当なし

支給実績(平成29年度決算)			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)			%	
手当の種類(手当数)			種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	感染症防疫作業に従事したとき	-	1回につき 200 円
行旅死亡人等の処理に従事した職員の特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人を収容したとき	-	1回につき 800 円
		行旅死亡人の処理に従事したとき	-	1回につき 3,000 円
へい獣等の処理に従事した職員の特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	犬、猫等の死骸の処理に従事したとき	-	1回につき 200 円

(注) 平成29年度における支給実績はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	199,294 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	394 千円
支給実績(平成28年度決算)	193,503 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	394 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員一人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	○対象者 ①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障がい者 ○支給単価 ①子 10,000 円 特定期間加算 5,000 円 ②子以外の扶養親族 6,500 円	同じ	-	59,396 千円	231,113円
住居手当	○対象者 自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合 ○支給単価 ①家賃20,500円以下 家賃額-9,500円 ②家賃20,500円を超える家賃 (支給限度額27,000円) (家賃-20,500円)×1/2+11,000円	異なる	月額9,500円を超える家賃を支払っている職員を対象	32,246 千円	273,275円

通勤手当	<p>○対象者</p> <p>①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道上であること</p> <p>○支給単価</p> <p>①運賃総額が63,000円以下については運賃相当額(運賃相当額が63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算)</p> <p>②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて2,400円から46,300円を支給</p>	異なる	運賃等相当額が63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	32,930 千円	64,065円
単身赴任手当	<p>官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者を別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給</p> <p>○支給単価</p> <p>基本額30,000円</p> <p>距離に応じた加算額8,000円～70,000円</p>	同じ	-	-	-
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき管理職手当を支給。官職を一種から六種に区分し、それぞれの定額が定められている。</p> <p>・部長 90,000 円</p> <p>・次長 72,000 円</p> <p>・参事 63,000 円</p> <p>・課長 49,000 円</p> <p>・主幹 39,000 円</p>	異なる	職に応じた支給額が異なる	40,244 千円	628,810円
宿日直手当	<p>宿直又は日直勤務に従事した場合に支給</p> <p>○支給額:1回5,100円</p>	異なる	一般職員の手当額5,100円	-	-
寒冷地手当 ※平成29年度で経過措置期間終了	<p>基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給(平成27年度より本市全域が支給対象外地域となったが、激変緩和措置として経過措置期間を設け支給)</p> <p>基準日における地域の区分及び職員の世帯区分に応じた定額</p> <p>○世帯主で扶養親族のあるもの 5,800 円</p> <p>○世帯主で扶養親族のないもの 0 円</p> <p>○その他の者 0 円</p>	異なる	市内で該当地区なし	232 千円	29,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市 長	1,000,000 円	1,000,000円/560,000円	
	副 市 長	774,000 円	802,000円/448,000円	
報酬	議 長	509,000 円	550,000円/347,900円	
	副 議 長	451,000 円	500,000円/285,100円	
	議 員	423,000 円	470,000円/268,200円	
期末手当	市 長	(平成29年度支給割合)		
	副 市 長	3.25月分		
退職手当	議 長	(平成29年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.25月分		
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×48/100 給料月額×在職月数×30/100	23,040,000円 11,145,600円	任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

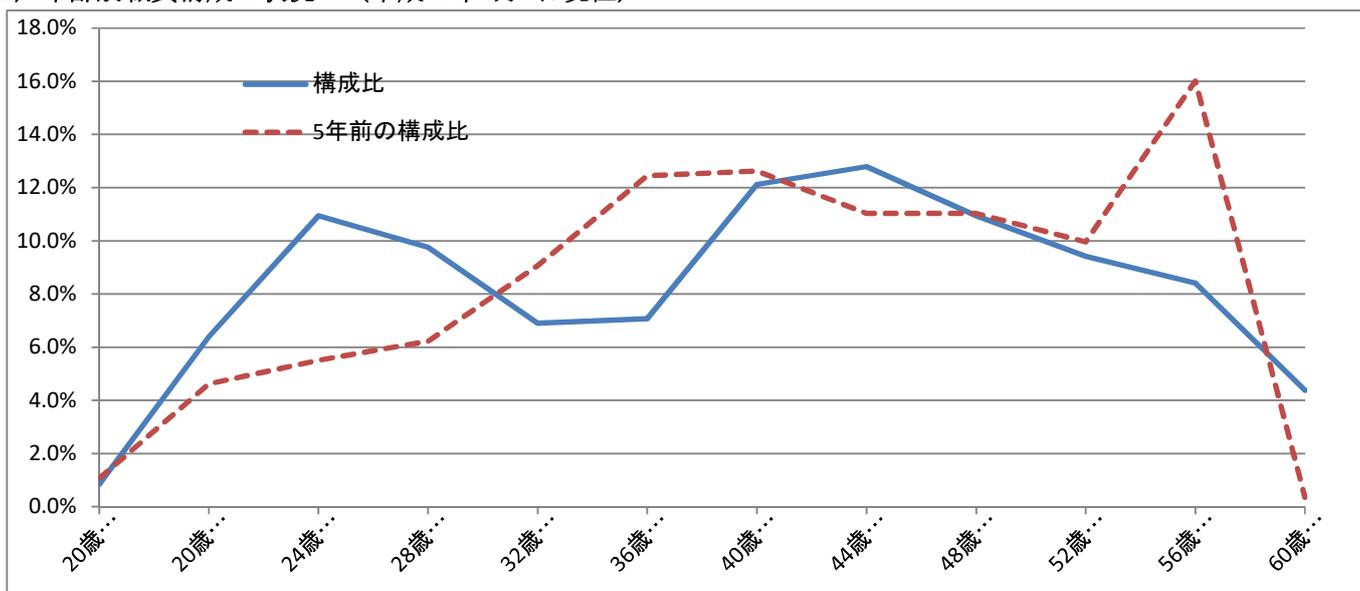
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成30年			
普通会計	福祉関係を除く一般行政	議 会	7	7	0	
		総 務	111	109	▲2	・窓口の包括業務委託による減(▲2)
		税 務	39	40	1	・債権管理対策業務のための増(1)
		労 働	2	2	0	
		農 林 水 産	26	26	0	
		商 工	21	21	0	
		土 木	49	50	1	・道路・橋梁等の維持管理業務のための増(1)
		小 計	255	255	0	
		民 生	104	105	1	・保育所入所申込業務のための増(1)
		衛 生	46	47	1	・保健指導等の業務のための増(1)
	小 計	150	152	2		
	一般行政部門計		405	407	2	
	教 育		122	124	2	・市民交流センター開館に向けた業務のための増(2)
	消 防				0	
普通会計計		527	531	4		
公営企業等会計部門	病 院			0		
	水 道	21	21	0		
	下 水 道	18	18	0		
	交 通			0		
	そ の 他	22	24	2	・介護保険業務のための増(1)・国保事業業務のための増(1)	
	公営企業等会計計		61	63	2	
総合計		588 [680]	594 [680]	6		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 5	人 38	人 65	人 58	人 41	人 42	人 72	人 76	人 65	人 56	人 50	人 26	人 594

(3) 職員数の推移

年度 部門別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	396	399	405	401	405	407	11 (2.8 %)
教育	107	107	109	118	122	124	17 (15.9 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計	503	506	514	519	527	531	28 (5.6 %)
公営企業等会計	67	67	63	63	61	63	△ 4 (△ 6.0 %)
総合計	570	573	577	582	588	594	24 (4.2 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成29年度	千円 1,476,372	千円 200,943	千円 152,519	% 10.3	% 10.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成29年度	人 21	千円 86,512	千円 9,218	千円 33,653	千円 129,383	千円 6,161	千円 6,870

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
須賀川市	49.6 歳	344,274 円	488,967 円
団体平均	43.7 歳	363,652 円	571,975 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

須賀川市				団体平均			
1人当たり平均支給額(平成29年度)				1人当たり平均支給額(平成29年度)			
1,626 千円				1,644 千円			
(平成29年度支給割合)				(平成29年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分	1.80 月分	- 月分	- 月分	- 月分	- 月分	- 月分	- 月分
(1.40) 月分	(0.85) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

須賀川市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 - 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）・・・水道事業該当なし

支給実績(平成29年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数(ラスパイレス指数)		()	

(注) 平成29年度における支給実績はありません。

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）・・・水道事業該当なし

支給実績(平成29年度決算)			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)			%	
手当の種類(手当数)			種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する支給単価

(注) 平成29年度における支給実績はありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	1,785 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	85 千円
支給実績(平成28年度決算)	2,716 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	160 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成29年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額(平成29年度決算)
扶養手当	○対象者 ①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障がい者 ○支給単価 ①子 10,000 円 特定期間加算 5,000 円 ②子以外の扶養親族 6,500 円	同じ	-	3,426 千円	263,538円
住居手当	○対象者 自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合 ○支給単価 ①家賃20,500円以下 家賃額-9,500円 ②家賃20,500円を超える家賃 (支給限度額27,000円) (家賃-20,500円)×1/2+11,000円	同じ	-	324 千円	324,000円

通勤手当	<p>○対象者</p> <p>①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道上であること</p> <p>○支給単価</p> <p>①運賃総額が63,000円以下については運賃相当額(運賃相当額が63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算)</p> <p>②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて2,400円から46,300円を支給</p>	同じ	-	1,442 千円	84,835円
単身赴任手当	<p>官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者を別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給</p> <p>○支給単価</p> <p>基本額30,000円</p> <p>距離に応じた加算額8,000円～70,000円</p>	同じ	-	-	-
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき管理職手当を支給。官職を一種から六種に区分し、それぞれの定額が定められている。</p> <p>・部長 90,000 円</p> <p>・次長 72,000 円</p> <p>・参事 63,000 円</p> <p>・課長 49,000 円</p> <p>・主幹 39,000 円</p>	同じ	-	2,241 千円	746,996円
宿日直手当	<p>宿直又は日直勤務に従事した場合に支給</p> <p>○支給額:1回5,100円</p>	同じ	-	-	-
寒冷地手当 ※平成29年度で経過措置期間終了	<p>基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給(平成27年度より本市全域が支給対象外地域となったが、激変緩和措置として経過措置期間を設け支給)</p> <p>基準日における地域の区分及び職員の世帯区分に応じた定額</p> <p>○世帯主で扶養親族のあるもの 5,800 円</p> <p>○世帯主で扶養親族のないもの 0 円</p> <p>○その他の者 0 円</p>	同じ	市内で該当地区なし	-	-